

京都市告示第 6 8 4 号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
社会福祉法人京都総合福祉協会	京都市発達障害者支援センターに係る公金徴収事務	平成 2 9 年 4 月 1 日から 平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

(児童福祉センター)